# 山形県地域公共交通計画の変更に係る協議について

### 1 概要

- ・ 長井市について、①令和6年度から鉄道事業再構築実施計画による山形鉄道の安全性・ 利便性の維持・向上のための支援の拡充及び②令和6年度に内示を受けた地域公共交通 確保維持改善事業費補助金(自動運転社会実装推進事業)に関して、山形県地域公共交 通計画に自動運転バスの導入を盛り込む必要がある。
- ・ また、地域間幹線系統確保維持費国庫補助金、地域内フィーダー系統確保維持費国庫 補助金及び車両減価償却費等国庫補助金の補助対象となるためには、申請する事業内容 を本協議会で協議し山形県地域公共交通計画に反映させ、国土交通大臣から認定を受け る必要がある。
- ・ 令和7年度補助の認定に向けた山形県地域公共交通計画(以下「県計画」という。)本体及び県計画の別紙として位置付けている「地域公共交通確保維持事業」の内容の更新について協議するもの。(山形県地域公共交通活性化協議会要綱第3条及び地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第9条)

## 2 県計画本体の更新

- ①山形県地域公共交通計画 新旧対照表 資料5-2
  - ・「3. 県内地域公共交通のサービス水準・担い手」の「3-4県内各市町村の公共交通 の問題点・課題」に係る長井市の実施事業について、自動運転に関する記載の追加

### 3 令和7年度補助に向けた更新

- ①県計画別紙「地域公共交通確保維持事業」の更新
  - ・令和7年度補助に向けた認定申請の概要 |資料5-3|
  - ・地域間幹線系統に係る地域公共交通確保維持事業 | 資料5―4~5-6|
  - ・地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業 |資料5-7~5-9|

### 4 令和6年度補助に係る更新

①県計画別紙「地域公共交通確保維持事業」の追加 資料5-10